

安曇野市観光協会ウェブサイトバナー広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人安曇野市観光協会（以下「協会」という。）が公開・管理する信州あづみの公式観光ウェブサイト「安曇野の旅」（以下「公式観光サイト」という。）の広告枠に掲載するバナー広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 画像で表示された情報「バナー」により、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するウェブサイトにリンクする機能を有するものをいう。
- (2) 広告枠 広告を掲載するため「公式観光サイト」上に表示された区域をいう。

(広告枠の位置等)

第3条 広告枠は、「公式観光サイト」のトップページの下部、並びに「観光・体験」、「宿泊・温泉」、「食事・土産」及び「アクセス・周辺交通」の各カテゴリーの上部（PICK UP 下）に置くものとする。

- 2 広告枠の数は、カテゴリーの上部（PICK UP 下）がそれぞれ8枠とし合計32枠とする。
- 3 下部（フッター）は10枠とする。
- 4 枠数は、必要に応じて増減できる。

(広告の規格等)

第4条 「公式観光サイト」に掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさは、上部が縦242ピクセル、横333ピクセル、下部が縦40ピクセル、横200ピクセル程度を基準とする2種類とする。

(2) 形式は、GIF形式又はJPEG形式のいずれかとする。

2 次の表記、構造は禁止する。

- (1) 動画、アニメーション、静止画像の切り替え等
- (2) 「公式観光サイト」のコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン
- (3) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの又は確認・判別が困難なもの

3 次の各号に該当し、又はその恐れがあると認められるものについては、広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの。
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの

- (3) 「公式観光サイト」の運営に支障をきたすもの
- (4) 人権その他の者の権利を侵害するもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (7) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないなど虚偽であるもの
- (8) 個人の氏名を広告するもの
- (9) 不当な比較広告
- (10) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (11) その他掲載する広告として適当でないと協会が認めるもの

(広告の掲載期間等)

第5条 広告を掲載する期間は、掲載日の属する月の初日から6ヶ月間又は12ヶ月間とする。

2 広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の最初の協会の営業日とし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月4日を除く日とする。

3 広告の掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する翌月の最初の協会の営業日とし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月4日を除く日とする。

4 広告掲載料は以下のとおりとする。

(上部) 募集枠 32

1 枠あたり 6ヶ月掲載料 (消費税を含む) 80,000 円

12ヶ月掲載料 (消費税を含む) 150,000 円

(下部) 募集枠 10

1 枠あたり 6ヶ月掲載料 (消費税を含む) 30,000 円

12ヶ月掲載料 (消費税を含む) 50,000 円

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告は、書面及び「公式観光サイト」等により協会社員を対象に募集するものとする。

2 前項に規定する書面による募集は、広告の掲載枠に空きが生じたときに、随時行うことができるものとする。

3 協会は、前項の規定により募集する場合は、広告主となり得る者等に対して書面を送付して案内することができるものとする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告を希望する者は、別に定める様式(別紙1)により協会理事長に申し込むものとする。

(掲載広告の審査及び決定)

第8条 協会理事長は、前条の規定による申込みがあった場合は、第4条の規定に基づき審査を行い、決定するものとする。

2 前項の審査において、第3条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、抽選により決定する。この場合、掲載希望月の多いものを優先して決定することができるものとする。

3 協会理事長は、前各項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、書面（別紙2）により当該申込者に通知し、契約を締結するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 広告主は、第4条各号に基づき広告原稿を作成し、協会が指定した日までに協会に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 協会は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載料）

第10条 第5条第4項の広告掲載料は、協会が発行する請求書に基づき協会が指定した日までに支払うものとする。

2 協会は、掲載期間6ヶ月以上の掲載をする場合においては、前項の規定により発行する請求書を広告主の要請により3ヶ月分以上の単位で分割して発行することができるものとする。

（広告の内容等の変更）

第11条 広告主は、広告の内容及びリンク先を変更することができる。

2 広告主が、広告の内容等を変更しようとするときは、協会理事長に申出るものとする。

3 広告の変更に伴い広告掲載が中断された期間は、第5条第1号の掲載期間に含まれるものとする。

（広告掲載の取り消し及び取り下げ）

第12条 協会は、掲載内容等が第4条各号の規定に反し、安曇野市の観光振興上不適切であると判断した場合、又は広告主が協会を退会した場合等は、広告主に催告等することなく広告の掲載を取り消すことができるものとする。

2 広告主は、掲載期間内であっても申し出により広告掲載を取り下げることができるものとする。

3 前各号により広告の掲載を中止した場合は、広告掲載料の返還は行わないものとする。

4 協会が機器等の保守又は工事等の理由により「公式観光サイト」の運営を

一時停止した場合は、その広告掲載料は返還しないものとする。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のウェブサイトの内容その他広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に与える行為その他の不正な行為を行ってはならないものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第14条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(庶務)

第15条 この要綱に関する事務は協会事務局が行う。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、協会が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

(別紙1)

理事長	専務	局長	次長	担当


安曇野市観光協会 公式観光ウェブサイト「安曇野の旅」
バナー広告掲載申込書

平成 年 月 日

一般社団法人安曇野市観光協会 理事長 宛

会員(団体)等名	
代 表 者	Ⓔ
ご 住 所	〒
TEL / FAX	/
ご担当者 職・氏名	
E-mail	

安曇野市観光協会公式観光ウェブサイト「安曇野の旅」へバナー広告掲載を下記のとおり申し込みます。
なお、広告掲載の際は、安曇野市観光協会ウェブサイトバナー広告掲載要綱を遵守します。

バナー掲載の希望位置	<input type="checkbox"/> 上 部(PICK UP下)・ カテゴリー()	
	<input type="checkbox"/> 下 部(トップページのフッター)	
(参考) 広告の規格	縦 _____ピクセル × 横 _____ピクセル	
リンク先 ウェブサイト	名 称	
	内 容	(バナー画像を貼り付けてください。)  ※ 実データは別に提出してください。
	リンク先URL	
掲 載 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日(ヶ月間)	
広 告 掲 載 料 (○で囲んで下さい)	6ヶ月(30,000円・50,000円) / 12ヶ月(80,000円・150,000円)	

(注) バナー作成をご希望の場合は別料金となります。別途ご相談下さい。